

甲府法人会たより



めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和5年11月

第 160 号

題字 関 会長



主な内容

副会長就任あいさつ
親子で学ぶ税金教室
少年サッカー・税金教室
富士山クリーン作戦
全国大会
令和6年度税制改正に関する提言
法律相談Q&A
税務相談Q&A

URL. <https://www.kofu-hojinkai.jp> E-mail. info@kofu-hojinkai.jp

厚生委員長に就任して

公益社団法人甲府法人会



副会長

小野 光一

本年度より甲府法人会の副会長、さらに厚生委員長として任を拝命いたしました金精軒製菓株式会社の小野光一でございます。

歴史ある甲府法人会の副会長という立場を頂き、緊張に身が引き締まる思いです。

歴代の役員の皆様に後れを取らぬよう精一杯励む所存でございますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

今回、広報委員会から原稿執筆のご依頼をいただきましたので、厚生委員会について、皆様方にご協力をお願いも含めまして、少し述べさせていただきます。

厚生委員会の主な活動は、企業が安定して繁栄するために様々なリスクをカバーする、法人会独自の「法人会福利厚生制度」の推進を図ることです。同制度を引き受けていただく大同生命保険、AIG損害保険、アフラック生命保険の3社と連携を密にして推進を図ることが必要不可

欠です。

中でも大同生命とAIG損保のセツト商品である「経営者大型総合保障制度」は、万が一の場合や病気や事故で働けなくなった場合などの経営上のリスクまで幅広く保障します。またアフラックの「がん保険制度・医療保険制度」は、「経営者や従業員の皆様の病気やケガによる経済的負担に備えます。お1人様からでも集団扱いの割安な保険料を実現する会員サービスとなっております。

そして「法人会福利厚生制度」の収入保険料の一部は保険会社から事務手数料としてフィードバックされ、全国の法人会の財務基盤を支えしております。その額は会活動を運営するうえで非常に大きい割合を占めています。会員企業を様々なリスクから守ると同時に、法人会活動を財務の面からも支えるという大事な役目を担っています。

法人会にご加入ではない法人に対しても、法人会加入におけるメリットの1つとしてPRにもなりますので、会員増強の面においても貢献できるかと思えます。役員・会員の皆様方のご協力をどうぞお願い申し上げます。

(金精軒製菓株式会社

代表取締役社長)

組織委員長に就任して

公益社団法人甲府法人会



副会長

近藤 誠

本年5月の定時総会において、甲府法人会の副会長と組織委員長に就任しました株式会社近藤宝飾の近藤誠でございます。

このような大役を務めるつもりは全くなかったのですが、まさに「青天の霹靂」といった思いです。とは言いましても、私に任された事には理由があると考え、自分なりに出来る限りの役目を果たしていきたいと思えます。

組織委員会はご存知の通り、組織の拡大・会員増強がメインの活動となります。全国的な傾向ではありますが、昨今の経済状況など様々な要因によりまして、法人会の会員数の減少に歯止めをかけることは、難しい中ではあります。その減少幅も徐々に小さくなり、他県の法人会では、ついに増加に転じるなど、明るい兆しを見せ始めているのも事実です。

9月末現在、甲府法人会の正会員

の数は2900社です。法人会の「税を中心とした研修会の開催」や「割安で加入できる各種保障制度」、「異業種の経営者や税務関連の方々との交流が図れる」というメリットをPRし、早期に3000社回復を目指したいと考えております。

また異業種の集まりです。そこには各種の業界があり、業界を代表する方々が法人会の役員・会員にいらつしゃいます。業界を通じての加入勧奨など「つながり」による会員の増加を図っていききたいと思えます。

そのような中、私の関連業界であります宝飾業は、近年、外国人経営者が山梨県内で活躍しております。その外国人経営者に声をかけて、8月に「法人会の説明会」を行いました。全法連にも協力をいただき英語で法人会を説明する文書も作成するなど工夫もいたしました。

このような新しい試みを行いながら会員増加に努めていきたいと思えます。役員および会員の皆様方、そして甲府税務署の皆様のご協力をどうぞ宜しくお願いいたします。

(株式会社近藤宝飾

代表取締役会長)

青年部会主催「親子で学ぶ税金教室」

税金教室と

公共施設の見学・体験

青年部会では、10月15日に中央市の「山梨県立防災安全センター」において「親子で学ぶ税金教室」を開催しました。小学5・6年生の親子21組が参加しました。

昨年までのこの活動は、新型コロナウイルスの影響によりオンラインで実施しており、一堂に会しての開催は今回が初めてとなりました。

当日は、青年部会員が小学校を訪問して実施している「税金教室」を最初に行いました。社会における税の役割やその使いみちについて楽しく学ぶことができました。

その後、「公共施設の見学及び体験」を行い、同センター内において、震度7の地震体験や煙が充満した部屋での避難行動体験、水消火器を使用しての消火体験を行いました。さらに同センターの防災指導員による

「地震と風水害」についての講話を聞くなど、実際に災害にあったときに非常に役に立つ知識と防災力を高める貴重な体験ができました。

国民が納めている税金が、どんな事に使われているのかを分かりやすく紹介することができ、参加した児童にとって有意義な時間になったと思います。

また当日は、法人会キャラクターの「けんた」とヴァンフォーレ甲府の「ヴァン君」も教室と体験に参加し、イベントを盛り上げました。今回の「親子で学ぶ税金教室」は大変好評で50組のご応募がありました。が、会場の関係で約半分の受け入れとなりました。今回参加できなかった親子を対象に急遽追加開催を準備して、12月3日に同イベントを開催する予定です。



子供達をヴァン君がサポート



遠藤副部会長による税金教室



挨拶をする大木部会長



震度7の地震をけんたとヴァン君が体験



消火体験

←地震のメカニズムを聞く参加者

県内4法人会共催 「少年サッカー・税金教室」



「ヴァンフォーレ甲府」が指導

9月9日、ＪＩＴリサイクルインクスタジアムにおいて「少年サッカー・税金教室」を開催し、山梨県内の16の少年サッカーチーム、約240名の小学生が参加しました。

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として県内4法人会共催で開催しました。当日の運営には、甲府法人会青年部会の部会員が大勢参加し協力しました。

サッカー教室に入る前に、税の啓発活動としてクイズ形式による『税金教室』を行い、「世界にある特殊な税」などについて楽しく学んでもらいました。

サッカー教室では、ヴァンフォーレ甲府のプロ選手とアカデミーコーチに講師を担当していただき、プロ選手のプレーの見学や技術指導のほか子供達によるミニゲームも行い、憧れのプロ選手とのふれあいを楽しんでいます。

法人会キャラクター「けんた」も登場してゴールキーパーとなり、プロ選手の強烈なシュートにからだを張ってセーブし、会場を盛り上げました。



開 会 式



シュートをセーブした「けんた」



税金クイズに答える子供達



ヴァンフォーレ甲府の選手も混じってのミニゲーム



プロ選手とアカデミーコーチの話を熱心に聞く子供達

「富士山クリーン作戦」に参加

甲府法人会 女性部会

副部会長 永井 理恵

8月5日、富士山をきれいにする会が主催する「富士山クリーン作戦2023」が4年ぶりに開催されました。

県内外から43団体・個人の約900名が参加し、甲府法人会からは女性部会を中心に35名が参加し、富士山5合目ロータリー周辺のごみ拾いを行いました。

富士北麓公園で行われた出発式の際は晴天でしたが、5合目に着くと一面真っ白で壮大な富士山を見ることができませんでした。肌寒く途中で雨もたくさん降り、こんなにも寒暖差があるのかと、自然の驚異を感じました。後日の新聞では、全体で約90キロのごみを回収したと報道されました。清掃活動後は、晴れている場所に移動して、お楽しみのランチタイムです。

皆さんたくさんさんの手料理を差し入れしてくださり、とても美味しく豪華なお料理を頂きながら話しにも花が咲き楽しい時間を過ごせました。美しい富士山を後世に残していくための活動に参加でき、また会員の皆様と交流を深めることができた一日となりました。



ごみ拾いの様子



参加者の皆様

スキルアップセミナー (新人・若手社員、中堅社員向け)

山梨県連・甲府法人会共催の「スキルアップセミナー」は9月19日と9月28日に新人・若手社員、10月25日に中堅社員を対象として開催、あわせて県内各地の法人会会員企業を中心に社員が参加されました。

新人・若手社員を対象としたセミナーでは、山梨中銀経営コンサルティングの樋川様が講師を務められ、ビジネスマナーや言葉づかいの基本、電話・来客対応から訪問マナーなど実践的なフォローアップ研修を行い、両日あわせて約20名が参加されました。



対象：新人・若手社員

中堅社員を対象としたセミナーでは山梨中銀経営コンサルティングの佐野様が講師を務められ、チームのモチベーションをアップさせる方法などコミュニケーション能力・チーム力を高めるための具体的な方法などについてお話しいただき和やかな雰囲気の中、グループワークにも取り組み、約10名の方が参加されました。

次年度の同セミナーについても多数のご参加をいただけるよう内容をさらに充実させていく方針です。



対象：中堅社員

財務大臣表彰・国税庁長官表彰

税務行政への貢献が評価され、当会顧問であり、前会長の高野孫左エ門氏が財務大臣表彰を受表彰されました。高野顧問は長年にわたり、税制委員長として税制改正に関する提言活動に尽力され、令和元年から同5年まで甲府法人会と山梨県法人会連合会の会長を務められました。誠にめでとうございます。

また山梨県法人会連合会が国税庁長官表彰を受表彰しました。当連合会と山梨県内の単位法人会は昨年度から県内の税務署や金融機関や市町村と連携して「納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト」を展開してきました。

e-TaxやeLTAXに関するPR活動や税務署や市町村職員による事業者への訪問活動を通じた利用手続きのサポートが、全国でも模範となる取り組みとして評価をいただきました。

両表彰とも、10月25日に東京の三田共用会議所において表彰式が行われました。

【財務大臣表彰】

顧問 高野 孫左エ門 氏
株式会社 吉字屋本店

【国税庁長官表彰】

一般社団法人山梨県法人会連合会



高野前会長（右）と関会長（左）

交流が深まった 女性部会親睦ゴルフ大会

甲府法人会 女性部会

副部会長 雨宮 恵美

10月22日晴天の秋晴れの中、女性部会親睦ゴルフ大会が交流委員会岸本敏江委員長を中心に、青年部会、大同生命様、AIG損保様、アフラック様にご参加して頂き盛大に開催致しました。

朝から賑やかなスタートとなり笑いの絶えない1日になりました。

帰りのパーティーでは大勢の皆様のご協力でたくさん豪華賞品が全員に行き渡り、名刺交換しながらお話も盛り上がりしました。

楽しい企画盛り沢山で活動していく事が会員増強に繋がることを実感致しました。

この日も新しい部会員さんが参加し、大変喜んで頂きました。帰り際の一言「次はいつ会えますか？」が印象的でした。

皆様に喜んで頂き交流を深め、また会いたいと思う活動ができたと感じています。



ゴルフ大会参加者の皆様



パーティーの様子

令和6年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

全国法人会総連合では、各県連から提出された税制改正に関する意見を取りまとめ、9月19日の理事会において、「令和6年度 税制改正に関する提言」を決議しました。

この決定された提言内容の実現に向けて、山梨県法人会連合会においては、山梨県選出の国會議員と山梨県及び県議会、甲府法人会においては、管内の自治体（甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町）及び議会に対して、10月から11月にかけて提言活動を実施していく予定です。

はじめに

我が国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍はほぼ収束し、ロシアのウクライナ侵攻などを背景とした急激な物価上昇も落ち着きを取り戻してきた。いまだ金融政策は異次元緩和から脱却できないでいるが、我が国の経済財政運営は「戦時」から「平時」のそれに切り替える段階に至ったといえよう。

こうした中で「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」を掲げる岸田文雄政権は新たに「異次元の少子化対策」を打ち出した。人口減少という社会課題の克服を未来への投資と捉えた政策は重要といえるが、問題はその財源である。必要な追加予算額を今後3年間で3・5兆円としながら、その財源について消費税を含め新たな税負担は考えず歳出改革などで確保するとしている。一体、どの歳出をどう削減して財源を捻出するのか、具体論は先送りされた。

財源の曖昧さは少子化対策に限ったことではない。防衛力の抜本強化では5年間で総額43兆円の防衛費を確保するとし、一部増税を含む具体的な財源を示した。しかし、増税以外の財源が内包する問題を見逃してはならない。例えば決算剰余金の活

用であるが、これは景気などに大きく左右される。国家の根幹である防衛力を担うに足る安定財源とはなり得ないであろう。

このように歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス（PB））黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

コロナ対策で積みあがった国債の返済計画も忘れてはならない。先進国の多くはその具体的な返済計画を実行に移し始めており、我が国だけがこれを封印したままでは許されない。

また、地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくない。事業承継や導入された消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要であろう。

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスによるパンデミックは世界的に収束段階となり、我が国も社会経済活動がほぼコロナ禍以前の状態に戻った。これに伴い税財政政策の運営も平時のそれに戻るわけで、本来の税財政改革に向けた議論を可能にする環境が整ったといえる。

それにしてもコロナ禍が我が国財政に与えた打撃は甚大であった。国債残高はコロナ対策財源として発行された約100兆円が一気に上積みされ、1,000兆円をゆうに超えてしまった。地方を含めると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2・2倍に上り、先進国の中で突出して悪化している。

まずはこのコロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題なのだが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

我が国財政の最大の問題は「中福祉・低負担」といういびつな税財政構造にある。歴代政権のほとんどが身の丈以上に「給付」を拡大させ、それに見合う「負担」を回避してき

た結果である。これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、そして財政の健全化に対応できない。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。

コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

コロナ対策では主に補正予算で編成された必要以上の多額な予備費や膨大な使い残しの発生など、財政規律が大きく毀損された。コロナ禍がほぼ収束した今、財政運営にとって重要なことはコロナ予算を検証しつつ財政規律をどう回復させるかである。

岸田政権の主要政策を見ると、財政規律の回復どころか、それに逆行する動きとなっている。防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすること

を決定したが、その財源が極めて曖昧なのである。法人税などによる1兆円増税以外は、「歳出改革」や「決算剰余金の活用」など大半が財源として安定性を欠いている。これで国家の根幹である安全保障が大丈夫なのか、強い危機感を感じる。

「異次元の少子化対策」では前述したように、今後3年間で必要な追加予算額を3.5兆円とし、2030年代には倍増を目指すという。これも財源には消費税などの新たな税負担を考えず、歳出改革などにより確保するとしてだけで具体的な中身は定まっていない。仮に財源確保ができない場合、結局は少子化対策も防衛費も国債頼みになるという懸念が拭えない。

国と地方のPB黒字化という財政健全化の目標年度である2025年度が眼前に迫ってきた。本年7月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には1.3兆円の赤字が残り、黒字化は2026年度になるとする一方で、歳出改革を継続すれば2025年度の達成も視野に入るとした。ただ、この試算には「異次元の少子化対策」を反映していないため目標達成は極めて難しいとみられる。

しかし、2025年度目標が達成

できてもできなくても、来年度にはその後の中長期を視野に入れた財政健全化の枠組みについて議論を開始せねばならない。その際にはまず、金利が正常化に向かうことを前提にする必要がある。我が国でもデフレ局面が終わり、日銀のゼロ金利政策が変化しつつあるからである。

つまり、異次元緩和下では黙っていても低下してきた健全化目標の一つである債務残高対GDP比の流れが持続できなくなる可能性が高い。このため、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくには、単なるPB黒字化ではなく一定の黒字幅を確保せねばならない。また、PBの歳出には利払い費が含まれないが、先進各国のようにこれを含む財政収支の黒字化を新たな健全化目標として採用することを提案したい。

負担をあやふやにし歳出だけを先行実施するような財政運営を是正するには、米国が採用している「ペイアズユー・ゴー原則」も有効であろう。これは新しい政策には歳出削減による財源捻出が必要で、それができないという仕組みである。忍び寄る財政危機を回避するには、こうした厳しい財政規律を確立する以外に道はないであろう。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イーールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国はすでに指摘したように、先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そうした中で社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。

持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

社会保障給付費で最も増加額が大きいのは医療分野である。その意味で注目されるのは、来年度が二年に一度の改定年にあたる診療報酬と、三年ごとの介護報酬改定が同時になる点である。とくに診療報酬は前回もそうであったが、過去のほとんどの改定で「薬価」の引き下げが「本

体」（医師の人件費等）の引き上げ分を吸収する形で全体を引き上げる手法をとってきた。今度こそ本体にどう切り込むかが問われよう。

医療分野では激務である勤務医と開業医の収入格差や都市と地方、診療科によって医師が偏在する実態が指摘されて久しい。その一因として診療報酬の配分のあり方がメリハリを欠くためではないかとの見方が多い。

また、開業地域も診療科も規制がない我が国独特の自由開業制度が医師の偏在を助長しているとの指摘もある。欧米では開業地域や診療科ごとに定員を設定するなど何らかの人的規制がある。診療報酬が税金と保険料が原資であることを考えれば、規制すべきところは規制する。それが真の規制改革ではないか。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

（1）年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高

齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

（2）医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

（3）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者ともにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

（4）生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

（5）少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、

企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となる。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

（6）少子化対策の財源として社会保障料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会

保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

一昨年には「デジタル庁」、本年には「こども家庭庁」と官庁の創設が目立っている。しかし、共に期待された役割を果たしているとは言いがたい。その原因として政治のリーダーシップの欠如が指摘されている。

我が国のデジタル化は行政サービスや社会経済活動にとって不可欠とされながら、立ち遅れが目立っていた。デジタル庁はコロナ禍でも表面化した国と地方、省庁の縦割りを横断する組織として、その機能を期待されていた。しかし、後述するマイナンバーカードの情報管理の杜撰さなどでスタートからつまづいている。

こども家庭庁も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うという組織だが、各省庁の関連予算をかき集めただけで骨太なグラウンドデザインを描き切れていない。肝心の「幼保一元化」についても後ろ向きのみである。

これでは両庁とも屋上屋を重ねるだけで大きな政府に道を開きかねない。官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。そうならないよう国民の厳しいチェックが必要である。また、行政改革を徹底するに当たっ

ては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバーカードの普及率は80%近くに達したが、積極的に活用されているとは言いがたい。先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。

政府は国民の不安を払拭するため、制度の運用に当たっては個人情報報の漏洩、第三者の悪用を防ぐため

のプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧な説明し理解を求めているかなければならない。

制度の利便性としては各種行政サービス手続きのワンストップ化、さらに、e-Taxやe-LTAxの利用による申告納税手続きや各種手当の申請手続きの簡素化などが挙げられる。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。

社会保障と税、災害対策となつていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要課題である。例えば、マイナンバーで世帯所得が把握できることになれば、臨時的な給付金を迅速に支給できるし、かつ世帯間の公平性確保も可能になり、様々な税制改革議論の土台にもなる。そのためには、広範な国民的議論が必要であることも付言しておきたい。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、
① 経済の持続的成長と雇用の創出
② 少子高齢化や人口減少社会の急進展

③ デジタル化や働き方の多様化
④ グローバル競争とそれがもたらす

所得格差など、経済社会の大きな構造変化

⑤ 国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は急激に上昇した物価が高止まりしているとはいえず、コロナ禍がほぼ収束したこともあり落ち着きを取り戻してきた。ただ、過熱していた欧米景気に連続的な利上げによる減速懸念が出てくるうえ、中国経済の成長鈍化も加わり不透明さを増している。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」を目指す「新しい資本主義」の看板の下、デジタル化や化石燃料に頼らないグリーン化などを推進しようとしているが、まだ具体的成果は見られていない。経済界もこの看板に呼応する形で相応の賃上げを実施したが、物価を考慮した実質賃金は伸びておらず、賃上げの持続化と膨大な内部留保の活用が問われている。

覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置いた経済安全保障では、欧

米と歩調を合わせる形で本格化させており、その成果が目に見えている。また、本来の経済外交では英国の環太平洋経済連携協定（TPP）加盟を後押しすることなどで成果をあげたが、問題は本命である米国の復帰を実現できるかどうかである。

さらに岸田政権に求めたいのは、アベノミクスで極めて中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革である。この分野には強力な反対勢力が存在するが、ここに切り込んでこそ「新しい資本主義」であろう。

1. 中小企業の活性化に資する

税制措置

原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷となっている。いまだにコロナ禍による打撃を引きずっているところも少なくない。中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならぬが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税

率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に

資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時いるなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の

制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3.消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

また、先ごろ導入されたインボイス制度については、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されるなどの理由により休業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めている。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存

の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要性はコロナ禍を通して十分に認識された。前述したように、様々な矛盾を内包する医療制度や東京一極集中など、そこで浮き彫りになった課題を一つ一つ解決していくことは、地方のあり方を考える上で極めて重要である。

地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。残念ながら、現状ではこの理念とはかけ離れたようなケースが少なくない。例えばコロナ臨時交付金を使用されず基金に回っている可能性があるとの指摘がなされている。実際、

一部自治体では財政調整基金があつたという間にコロナ前の水準を回復したという。そもそもPBが黒字である地方が、コロナ対策で財政を著しく悪化させた国に依存する姿は大きな矛盾と言わざるを得ない。

「ふるさと納税制度」にも問題が多い。昨年度の納税額が過去最高の1兆円に迫る水準に達しており、返礼品競争規制策の効果が低いことを証明している。税収の流出額が大きく同制度を批判してきた自治体が、我慢も限界にきたとして返礼品競争に参入する例も出てきた。住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2)広域行政による効率化や危機対

応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

（3）国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

（4）地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

（5）地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見

直すべきである。

IV 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事

業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に2013年度比で「46%削減する」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素化に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

一方で、エネルギー価格は高止まりしており、家庭、企業における負担感が高まっている。原発の再稼働や稼働期間の延長等を含めたエネルギー問題のあり方について、積極的に検討を行う必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視する

ことが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

法律相談

【法律相談Q&A】

育児休業の取得と 不利益取扱いの禁止



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁

Q 最近、社内で育児休業の取得件数が増えていきます。育児休業期間について賃金を支払う法的義務はないと聞きましたが、育児休業の日数を賞与の算定において考慮することは許されるのでしょうか。

A 働き改革の一環として、育児休業に関する法整備も進められており、いわゆる育児介護休業法に関する令和3年6月9日公布の改正法（令和3年法律第58号）では、

男性の育児休業取得促進のための柔軟な育児休業の枠組みが創設され、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務付けられ、また、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件も緩和されるなどしました。

このような中、育児休業の取得件数はますます増加していくものと思われませんが、育児休業に関連して法的紛争に発展しやすいテーマとして育児休業の利用に対する不利益取扱いの禁止があります。Q記載の疑問もこの論点に関係す

るものということになりますので、紹介いたします。

育児介護休業法10条は「事業主は、労働者が育児休業申出等・・・をし、若しくは育児休業をしたこと・・・を理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。」と規定しており、ここにいる「その他不利益な取扱い」については、有期雇用労働者について契約を更新しないこと（雇止め）や、労働者が希望する期間を超えて労働時間の短縮等を行うこと、降格や不利益な配置の変更を行うこと、減給をし、又は賞与等において不利益な算定を行うこと等がこれに該当するものとして厚生労働省の指針において例示されています（平成21年12月28日号外厚生労働省告示第509号、最終改正：厚生労働省告示第366号）。

このように、育児休業の取得を理由に減給を行うことは不利益な取扱いに該当することになります

が、賃金についてはノーワークノーペイの原則がありますので、育児休業中の期間の賃金を支払う義務まではありません。そして、Qにあるような賞与の取扱いについても、労働者の不利益がノーワークノーペイ原則により甘受すべき範囲を超えるか否か、またその不利益の程度がどれほどのものかが適法性を判断する重要な視点となります。

最高裁判所は、出勤率が90%以上の従業員のみを賞与支給対象者とする就業規則により、育児休業等を取扱った従業員に全く賞与が支給されなかった事案について、休業により労務が提供されなかった分に対応する賞与の減額を行うにとどまらないものであり、当該会社においては年間総収入額に占める賞与の比重が大きく不支給による経済的不利益が大きいことなどを指摘し、このような就業規則の条項は、育児休業等の権利の行使を抑制し、法が権利を保障した

趣旨を実質的に失わせるものとして無効であると判断しました（最一小判平成15年12月4日）。もともと、欠勤日数に応じて賞与を減額する計算式の適用について育児休業等の期間を欠勤日数に加算することは否定していない点に注意する必要があります。

つまり、この判例も、育児休業等の取得日数に応じて賞与を一定範囲内で減額することは、ノーワークノーペイの原則による不利益を超えるものでなく許されると判断しているといえるのです。

したがって、Qについても、育児休業等の取得により賞与を減額することが直ちに不利益な取扱いになるわけではなく、その日数に応じて合理的な範囲で賞与を減額することは許されるということになります。ですから、みなさんの会社の社内規則がそのような体裁の定めになっているか、一度確認されることをおすすめいたします。

育児休業取得に関する不利益取

扱いについては、就業規則に基づき3か月以上の育児休業を取得した者に翌年度の職能給を昇級させなかった行為について、1審がその違法性を否定したものを控訴審が覆して違法とし（大阪高判平成26年7月18日）、また、最近の判例でも、育児休業等の後、自らが37名の部下を率いていたチームが組織変更により消滅しており、部下のいない新設ポストに配置された事案について、1審が不利益取扱いに該当しないとしたもの、を、高等裁判所は、内容面において復職後の業務の質が著しく低下しており、労働者のキャリア形成を損なうものとして不利益な取扱いに当たると判断する（東京高判令和5年4月27日）など、裁判所においても判断の分かれる難しい論点を含むものであり、今後の判例の展開が注目されるところです。

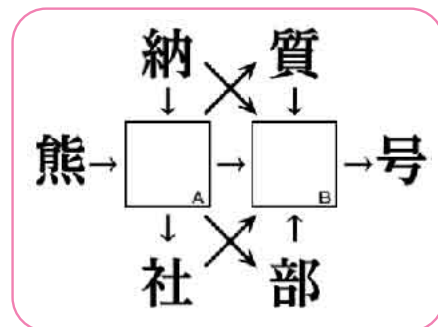
7つの間違い探し

※上の絵と下の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？

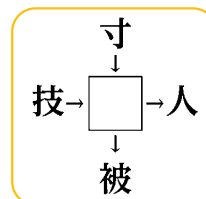


パズル・熟語づくり

※矢印の方向に2文字の熟語が出来るように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。



<例題>



矢印の方向に2文字の熟語ができるように、□にあてはまる漢字を書きましょう。

【答え】法

【答え】A…本 B…書

(中平) 目の奥⑦ (下中) 涙の音⑦
(下中) 涙の音⑦ (下中) 涙の音⑦
(下中) 涙の音⑦ (下中) 涙の音⑦
(下中) 涙の音⑦ (下中) 涙の音⑦
(下中) 涙の音⑦ (下中) 涙の音⑦

税 務 相 談



高まるBCP策定の重要性和 中小企業防災・減災投資促進税制

東京地方税理士会甲府支部

税理士 久武 慎一

近年、全国各地で自然災害が頻発しています。また、各種感染症拡大のリスクも顕在化しており、中小企業がBCP（事業継続計画）を策定するなど緊急事態に備える重要性は年々高まっています。こうした状況を踏まえ、中小企業が自然災害等に備える設備投資を後押ししようと、特別償却による所得税や法人税の税制優遇が現在、措置されています。

今回はこの特別税制とその適用までの進め方を紹介します。

1、制度の概要

この特別税制は、中小企業防災・減災投資促進税制（租税特別措置法第11条の3、第44条の2）と称し、令和元年に施行されています。そして、令和5年度税制改正において適用期限の延長と対象設備の拡充もされています。適用要件は次の通りです。

適用対象 青色申告書を提出する中小企業者（資本金1億円以下の法人や従業員1000人以下の個人事業主など）のうち、令和7年3月31日までに「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者

適用期間 事業継続力強化計画について、経済産業大臣から認定を受けた日から1年以内に、当該計画に記載された設備等を取得し事業の用に供すること

優遇税制 特別償却限度額＝「当該計画で取得した設備等の価額」×18%（※）
※令和7年4月1日以降に取得した場合は16%

対象設備

種類（取得価額要件）	対象の用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、無停電電源装置、貯水タンク、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、防水シャッター

※すべて新品の設備が対象となります。価額は1台又は1基あたりです。

対象にならない設備

- ・ 消防法及び建築基準法に基づき設置が義務づけられている設備
- ・ 中古品、所有権移転外リースによる貸付資産
- ・ 設備の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受ける設備

2、適用手続きのながれ

適用のながれは、次の通りです。

事業継続力強化計画の作成、認定の申請



経済産業大臣の認定



対象設備を取得する（認定日から1年以内）



決算・税務申告（特別償却を適用する）

認定後に対象設備を購入・取得することに注意してください。そして、取得した対象設備を事業の用に供した事業年度に特別償却を適用することになります。

3、事業継続力強化計画の認定とは

本税制の適用となる事業継続力強化計画とは、中小企業向けの簡易版BCPとして、中小企業等経営強化法に基づいて、防災・減災の事前対策に関する計画のことです。策定済BCPを転記するような感じで、主に次のようなことを記載します。

- ・ 災害等が発生した直後の初動対応
- ・ ヒト、モノ、カネ、情報の各観点での対策
- ・ 経営層の平時の推進体制や訓練実施

認定の申請や内容の詳細は、中小企業庁HP「事業継続力強化計画」のページでご確認ください。認定を受けると、補助金の加点措置や低金利融資などの支援対象となることもあります。

4、まとめ

まずは、BCPを策定しましょう。策定するには、専門家や中小企業基盤整備機構またはお近くの損害保険代理店に相談すると良いでしょう。ご自身の企業にどのような災害リスクがあるかを想定し、どのような設備投資が防災・減災に有効で必要か計画してください。

会社のための税情報



会社に関わる『様々な情報』をお伝えします。

(協力：甲府税務署)

源泉所得税

年途中で就職した者に、その就職前に他の支払者に扶養控除等申告書を提出して支払を受けた給与等がある場合、その前職分の給与等を含めて年末調整を行う必要があります。

11月に入り、C社の年末調整の準備が始まりました。

人事担当2年目のAさんが、ベテラン職員Bさんと、中途採用者の年末調整を行う際の注意点について話しています。

人事担当A

最近、当社でも中途採用者が増えてきましたね。

たしか、年途中で就職した方の年末調整は、前職分の給与等を含めて年末調整を行う必要があるんですね。

ベテラン職員B

よく憶えていたね。

より詳しく言えば、「就職した年の就職前に、他の給与の支払者に扶養控除等申告書を提出して支払を受けた給与等がある場合には、その前職分の給与等を含めて年末調整を行う必要がある。」だね。

人事担当A

前職の勤務先に扶養控除等申告書を提出していない場合には、その給与は年末調整には含めないということですね。

ベテラン職員B

原則としてはそうなるね。ただ、当社から支払った給与等は扶養控除申告書を提出していない期間のものでも、年末調整の対象になるので、注意が必要だ（図の網掛け部分①③④が年末調整の対象となる給与）。

1月1日(扶養申告書A社に提出)

4月1日(扶養申告書を当社に変更)

12月31日

A社	①甲欄の給与	②乙欄の給与
当社	③乙欄の給与	④乙欄の給与

人事担当A

前職分の給与等があるかどうかは、どうやって確認したらよいのでしょうか。

ベテラン職員B

中途採用者本人に聞くのが一番確実だね。履歴書などからでも推測はできるけど、本人への確認は必ず必要だよ。

人事担当A

4月に新卒で入社した方の中にも、入社前にアルバイトなどしていて、アルバイト先に扶養控除等申告書を提出している場合もありそうですし、確認が必要ですね。

ところで、前職分の給与等の金額は、前職分の「給与所得の源泉徴収票」から確認すればよいですか。

ベテラン職員B

そうだね。

ただ、前職が倒産してしまったり、源泉徴収票を提出できないやむを得ない事情がある場合には、給与明細書などの資料で、前職分の給与等の額、社会保険料等の額、源泉徴収税額が確認できる場合には、それでも差し支えないとされているね。

人事担当A

年末調整を行うまでに、前職分の給与等の金額が確認することができない人がいる場合にはどうすればよいのでしょうか。

ベテラン職員B

その場合には、年末調整を行うことができないので、その人の年末調整は見合わせて、年末調整をしていない源泉徴収票をその人に交付することになるんだよ。

その後、その人が当社の源泉徴収票と前職分の源泉徴収票を基に確定申告を行って、所得税額の精算をしてもらうことになるね。

自主点検チェックシートについて(その8)

今回は、点検項目のうち「Ⅳ. 損益関係」の「貸借料」、「保険料」、「経費全般」、についてご紹介しました。

今回は、「Ⅳ. 損益関係」の「雑収入・雑損失」と「Ⅴ. その他(消費税・印紙税)」です。それでは、点検項目の中から、主なものをいくつかピックアップして見ていきたいと思います。

点 検 項 目		ポ イ ン ト
74	スクラップ、副産物等を売却した内容の分かる書類は保存されていますか。	スクラップや副産物を売却した場合、収入に計上せず、そのまま従業員の福利厚生等に使用させていませんか。そのような場合であっても、会社の所有物を売却したことになりますので、雑収入として会社の収入に計上する必要があります。 また、決算期末において、貯蔵品として計上すべきスクラップ等がないか確認してください。
75	固定資産を売却又は廃棄処分した内容の分かる書類は保存されていますか。	固定資産について、売却又は廃棄した物や日付などが分かる書類を保存していますか。固定資産台帳にも適切に記載されていますか。 税務調査において、現場(工場など)に出向くなどして固定資産台帳と実際の固定資産を突き合わせて、確認調査を行うことがあります。
77	課税売上げ、非課税売上げ、不課税取引、免税売上げの区分は明らかにされていますか。	消費税の課税区分について、定期的に確認していますか。消費税は、売上げを「課税」、「非課税」、「免税」、「不課税」の4種類に区分する必要があります。この区分を誤れば、消費税の計算が正しく行えませんので、課税区分が正しいか注意してください。
78	課税仕入れ、非課税仕入れ、不課税取引に区分されていますか。	No.77と同様に仕入れ(経費)についても、課税区分の誤りがないようにする必要があります。 また、令和5年10月1日以降は、仕入税額控除の適用を受けるために適格請求書等(インボイス)の保存が必要となります。
83	契約書には、印紙が適正に貼付等されていますか。	印紙税の課否判定は、適切に行われていますか。 紙文書形式により契約書を作成した場合で、課税文書に該当する場合、必要な金額の印紙を貼付する必要があります。
84	領収書・レシートを紙媒体で発行する場合に、適切に印紙を貼付等していますか。	5万円以上の領収書・レシートを紙媒体で発行する場合は、原則課税文書に該当し、印紙を貼付する必要があります。 貼付もれ等がないようにご注意ください。

これまで8回にわたり「自主点検チェックシート」についてご紹介してきましたが、今回で終了です。

令和5年6月に、「チェックシート」と「ガイドブック」の一体化及び適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応するよう、「自主点検チェックシート」の改訂が行われております。

是非、この「自主点検チェックシート」を活用して、税務コンプライアンスの向上及び正しい申告にお役立てください。

山梨県からのお知らせ



各相談窓口にご連絡ください。

各窓口の所在地や連絡先はこちら⇒

税金全般や申告書の作成



甲府税務署

055-254-6105

経営、事業者支援



山梨県よろず支援拠点

055-288-8400

商工会・商工会議所（会員向）

帳簿の作成



青色申告会（会員向）

独占禁止法・下請法



公正取引委員会事務総局

03-3581-3375

30:00~17:00（土日祝除く）

取引上のトラブル



下請かけこみ守

0120-418-618

9~12:00/13~17:00（土日祝除く）

◆インボイス制度について詳しく知りたい方◆

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ & A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



◆インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先◆

インボイスコールセンター 0120-205-553（フリーダイヤル：無料）

9:00~17:00（土日祝除く）

◆免税事業者の方はこちらも（税理士無料オンライン相談案内実施中）◆

中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口 0570-028-045（ナビダイヤル）

045-330-1365（一般電話）

9:00~17:00（土日祝除く）

山梨県総務部税務課

公益社団法人 甲府法人会 オンラインセミナー



電子取引対応は全ての事業者が必要です！



小さな会社のための 改正電子帳簿保存法対応セミナー

電子取引のデータ保存については、2023年12月まで猶予期間が与えられていましたが、2024年1月1日以降、定められた保存方法に従ってデータをそのまま保管する必要があります。業務の見直しが必要になることも踏まえて準備を進めておく必要があります。このセミナーでは、施行まで間近に迫る改正電子帳簿保存法についての概要から対応方法まで分かりやすく解説いたします。ぜひこの機会にご参加ください。

令和5年 12月4日(月) 14:00~15:30

見逃し
配信有

【配信期間】令和5年 12月6日(水)~12月19日(火)

※見逃し配信視聴用 URL は開催日前日のメールにてご案内します。

講座内容

- ・電子帳簿保存法の概要
- ・電子取引とは
- ・小さな会社が注意するポイント
- ・電子帳簿保存法の最新情報

※最新情報を盛り込むため内容が変更となる場合がございます。

講師

塩野貴之税理士事務所 代表
STコンサルティング合同会社 代表
しおの たけのき
塩野 貴之 氏

<講師プロフィール>

上智大学卒業後、旭硝子(現・AGC)株式会社と中堅商社の経理部門において決算早期化・子会社管理・上場準備・原価計算・管理部門の仕組み作り・M&A業務等の各種業務に従事。独立後は20年以上の上場企業勤務の経験を活かし、業務改善を通じて顧問先の業績向上をサポートするなど、中小企業のお金を守り社長を支える「社外参謀」として活動中。難しい専門用語をできるだけ使わず、相手の立場に立った分かりやすい説明には定評があり、現在の顧問先は個人事業主から上場企業まで多岐にわたっている。



受講料 無料 定員 先着 50 名 申込締切日: 11月30日(木)

お問合せ 公益社団法人 甲府法人会
info@kofu-hojinkai.jp TEL: 055-237-7774

申込方法 下記申込サイトよりお申込みください。右記の二次元コードからもサイトにアクセスできます。
<https://rod-m.com/231204/1436.html>



【オンラインセミナーへの申込みから当日の参加までの手順】

スマートフォンやタブレットでのご参加も可能です。

1 申込み

申込サイトの **お申込みは
こちらから**より必要事項を
入力して送信

2 申込締切後

オンラインセミナー事務局
より **参加案内メール**が届く

3 前日

再度 **参加案内メール**が届く
メール文中のリンクより
テキストのダウンロード

4 当日

参加案内メール文中のリン
クよりセミナーに参加
※ 30分前から入場可能

×登録フォームは甲府法人会およびROD-ライブセミナー運営会社の株式会社ブレインに送信されます。

※登録フォームにてご記入いただいた個人情報は「お問い合わせの対応」および「本サイトの情報提供」に関する業務のみで使用されます。

<セミナーに関するご留意事項>

本セミナーはインターネットで開催されるオンラインセミナーです。「Zoom」のアプリを使用します。

・本セミナーの受講に必要な機器・設備・インターネット接続およびソフトウェア等は受講者の責任と費用で用意、操作するものといたします。
以下の項目に基づく損害について、甲府法人会および株式会社ブレインは一切責任を負いません。

〔1〕受講者が利用する機器もしくはソフトウェアなどのスペック、設置の不備または故障等により、本セミナーを受講できないもしくは快適に受講できない場合。

〔2〕受講者が利用するネットワークの品質、状況等により本セミナーを受講できないもしくは快適に受講できない場合。

・インターネット環境等に関する相談、問い合わせ等については、お答えいたしかねますので、あらかじめご承知をお願いします。

・視聴端末 1 台につき 1 つのメールアドレスが必要となり、複数の端末での視聴は出来ません。



大会式典

10月18日、第39回法人会全国大会が群馬県の高崎芸術劇場において開催され、甲府法人会から関会長をはじめ7名が参加しました。

第一部は前橋工科大学理事長の福田尚久氏による「好機到来」と題した講演が行われました。

続く第二部の式典では、会員増強や研修・福利厚生など各部門の優秀県連の表彰のほか、税制改正に関する提言のアピールや青年部会による租税教育活動の事例発表が行われました。



作品募集の審査会

「税に関する絵はがきコンクール」



応募数：管内37小学校から240点

「小学生の税に関する習字展」



応募数：管内30小学校から1,377点

作品の展示のお知らせ

「小学生の税に関する習字展」入賞作品

優秀賞（33作品）の展示予定場所

展示場所	展示期間
甲府合同庁舎 1階（甲府駅北口）	令和5年11月10日（金）～令和6年10月
甲府法人会館 2階	令和5年11月10日（金）～令和6年10月

優秀賞（33作品）および佳作（68作品）の展示予定場所

展示場所	展示期間
荳崎市役所 1階 ロビー	令和5年12月1日（金）～7日（木）
山梨中央銀行 柳町支店	令和5年12月12日（火）～令和6年1月26日（金）
荳崎市交流センター（ニコリ）	令和6年2月1日（木）～21日（水）
甲府市役所 1階 市民活動室	令和6年2月26日（月）～3月1日（金）
YCC県民文化ホール	令和6年3月4日（月）～31日（日）

「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品

優秀賞（8作品）および佳作（17作品）の展示予定場所

展示場所	展示期間
甲府法人会館 2階	令和5年10月24日（火）～令和6年10月

※甲府合同庁舎、甲府法人会館は、土曜日・日曜日・祝祭日等は休日のためご覧いただけません。

※優秀作品の紹介は、次号（令和6年1月発行）に掲載いたします。

新入会員紹介 (令和5年9月～11月)

(順不動・敬称略)

一般社団法人 山梨クイーンビーズバスケットボールクラブ
 代表者 芦澤 薫
 業 種 スポーツクラブ
 住 所 甲斐市宇津谷445(学)日本航空学園内
 TEL0551-45-9904 FAX0551-45-9908
 U R L <https://www.yamanashi-queenbees.com>

株式会社 ライフプランニング
 代表者 河澄 宰
 業 種 不動産業
 住 所 甲斐市名取88-1
 TEL055-279-4111 FAX055-279-4113

有限会社 秀
 代表者 飯島 正敏
 業 種 家具小売業
 住 所 甲府市上石田3-19-3
 TEL055-287-6633 FAX055-287-6634

帯那ホップス 合同会社
 代表者 デイビッド プルーカ
 業 種 ビール製造
 住 所 甲府市下帯名町1908-1
 TEL・FAX055-251-8933

株式会社 Laatikko
 代表者 堀口 学
 業 種 サウナの企画・開発・製造・販売
 住 所 北杜市長坂町長坂上条2228-5
 TEL0551-32-3205 FAX0551-32-2388

株式会社 TRYFAITH
 代表者 向山 隆一
 業 種 サービス業 他
 住 所 甲斐市竜王971-6
 TEL090-2625-1235

FIRST FOOD works
 代表者 鳶津 あすか
 業 種 キャンプ場管理、飲食
 住 所 韮崎市穴山町5063-1
 TEL・FAX0551-25-3577
 U R L <https://first-cpw.com>

さくらん坊保険
 代表者 武藤 嘉世
 業 種 保険代理店
 住 所 甲府市荒川1-8-36
 TEL090-8122-3457 FAX055-251-6612

有泉会計事務所
 代表者 有泉 真
 業 種 税理士
 住 所 甲府市相生1-2-1 相生ワンツビル3F
 TEL055-242-7481 FAX055-242-7482
 U R L <https://www.ari-tax.net/>

仲田 峻
 代表者 仲田 峻
 業 種 税理士
 住 所 韮崎市藤井町北下條1605
 TEL080-5670-2189
 U R L <https://nakada-cpa.com>

Bom Moments
 代表者 伊藤 雅子
 業 種 小売店
 住 所 甲府市里吉2-4-1-21
 TEL070-3529-1652 FAX055-232-5892
 U R L www.bonmoments.net/smp/index.html

大木社会保険労務士事務所
 代表者 大木 拓郎
 業 種 社会保険労務士
 住 所 中巨摩郡昭和町清水新居1602 笹本ビル1-A
 TEL055-234-5867 FAX055-244-7688
 U R L <https://oki-srgm.net>

有限会社 エム・ファクトリー
 代表者 海野 光裕
 業 種 ガラス工事業
 住 所 中巨摩郡昭和町押越2438-2
 TEL055-275-9299 FAX055-275-9388
 U R L <http://www4.nns.ne.jp/ent/m.factory/>

株式会社 甲府興産
 代表者 保坂 のり子
 業 種 ホテル業
 住 所 南アルプス市東南湖788
 TEL055-284-4611 FAX055-284-4147

研修会予定

○決算法人説明会・インボイス制度説明会

11月27日 甲府市総合市民会館

【研修内容】

- 決算の留意点について
- 消費税について
- 源泉徴収事務について
- インボイス制度について
- キャッシュレス納付について

○新設法人説明会

12月8日 甲府法人会館

【研修内容】

- 設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
- 日常の取引に係る法人税上の取扱いについて
- 源泉徴収事務について

○スキルアップセミナー

○女性管理職(プレ管理職含む)研修

12月5日 甲府法人会館

○新入・若手社員フォローアップ研修

1月25日 甲府法人会館

○源泉部会講習会

(第6回・最終講座)

1月19日 東京エレクトロン 韮崎文化ホール

1月24日 アピオ甲府タワー館

【研修内容】

初級・上級共通…給与所得者の確定申告

発行所

公益社団法人 甲府法人会
 広報委員長 興水 順彦

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 055-237-7774

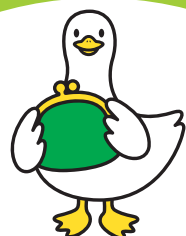
印刷所

株式会社 内田印刷所

令和5年11月17日

がんを含む

病気や
ケガの
備えに



手軽に備える医療保険

EVER
シンプル

●契約年齢●

0歳～
満85歳まで

※ご契約内容に
より異なります。



心配な
「がん」の
備えに

「生きる」を創る
がん保険

WINGS

必要な保障だけ手軽に備える、自由に選べる医療保険

治療費と諸経費に備える基本保障に加えて、
特約で三大疾病^(※1)への備えも

▼基本プラン

保険期間

月額保障 治療費	治療給付金	病気・ケガによって、つぎのいずれかに該当したとき	いずれかに該当した月ごとに1回	10万円	終身
		入院 ^(※2) 入院をしたとき	同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。		
月額保障 治療費	治療給付金	入院中の手術 ^(※2) 入院中に手術を受けたとき	同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。	10万円	終身
		放射線治療 ^(※2) 放射線治療を受けたとき	同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。		
月額保障 治療費	治療給付金	外来手術 ^(※2) 外来によって手術を受けたとき	外来手術のみに該当した月の場合	2.5万円	終身
		病気・ケガによって入院をしたとき	1日につき		
月額保障 治療費	治療給付金	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき	1日につき	5,000円	終身
		病気・ケガによって入院をしたとき	1日につき		
月額保障 治療費	治療給付金	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき	1日につき	5,000円	終身
		病気・ケガによって入院をしたとき	1日につき		
月額保障 治療費	治療給付金	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき	1日につき	5,000円	終身
		病気・ケガによって入院をしたとき	1日につき		

ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約 (上皮内新生物保障特約付き)	免除事由に該当したとき以後の 保険料はいただきません(保障は継続します)
---------------------------------	---

(※1)がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患 (※2)支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(4か月)があります。また、治療給付金の支払限度の型は、1か月型をお選びいただくこともできます。(※3)ご希望により、取り外すことができます。▲三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

保険料払込期間:終身 治療給付金の支払限度の型:4か月型
<三大疾病保険料払込免除特約(上皮内新生物保障特約)>付き
<手術・放射線治療不担保特約>なし <入院給付金不担保特約>なし
<健康祝金特約>なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,566円	3,296円	4,855円	8,285円
女性	3,060円	3,961円	4,590円	6,685円

2023年9月19日現在

幅広い保障で経済的負担をサポートするがん保険

治療前の検査から治療後の外見ケアまで
幅広い保障でしっかり備えることができます。

▼治療前の保障

保険期間

精密検査	要精検後精密検査 給付金 ^(※4)	検診ごとに1年に1回	2万円	(※5) 10年満期
------	---------------------------------	------------	-----	---------------

▼治療中の保障

診断	診断給付金	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身 ^(※7)
	特定診断給付金 ^(※6)	一時金として がん 50万円	
入院	入院給付金	1日につき 10,000円	終身 ^(※7)
	通院給付金	1日につき 10,000円	
治療	治療給付金	受けた月ごと ホルモン剤治療 のみの場合 5万円	10年満期 ^(※5)
	特定保険外診療 給付金 ^{(※6)(※8)}	受けた月ごと 50万円	
先進医療・ 患者申出療養	がんゲノムプロファイ リング検査給付金 ^(※6)	受けた月ごと 10万円	10年満期 ^(※5)
	がん先進医療・ 患者申出療養一時金 ^(※6)	自己負担額と同額(通算2,000万円まで) 一時金として1年に1回 15万円	

さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

外見ケア	〈外見ケア特約〉 外見ケア給付金 ^(※6)	①顔・頭部の手術②手足の切断術 ③頭髪の脱毛症状 ④⑤各1回ずつ 20万円 1回限り 10万円	(※5) 10年満期
------	-------------------------------------	--	---------------

特定保険料払込免除特約^(※6) 免除事由に該当したとき以後の
保険料はいただきません(保障は継続します)

(※4)所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。(※5)所定の年齢まで10年ごとに更新があります。(※6)上皮内新生物は、保障の対象外です。(※7)治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお選びいただくこともできます。(※8)がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたときにお支払いします。▲保障の開始まで2か月の待ち期間(保障されない期間)があります。ただし、告知日から3か月を経過していない場合には告知日から3か月となります。※「責任開始期に関する特約」を付加しない場合です。「責任開始期に関する特約」を付加する場合は、「注意喚起情報」をご確認ください。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:保険期間と同一
<外見ケア特約><特定保険料払込免除特約>付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,833円	3,904円	5,702円	8,663円
女性	3,133円	4,255円	5,883円	7,112円

※更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

2023年9月19日現在

●「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が定める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(脱退)後は個別保険料率の保険料に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

Aflac
アフラック

山梨支社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビルディング2F

TEL:055-223-5592

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1
アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度
全国法人会総連合